

発行所  
 大阪市水産物卸協同組合  
 大阪市福島区野田1-1-86  
 大阪市中央卸売市場内  
 郵便番号553-0005  
 電話(6469)3900番  
<http://www.suinaka.or.jp>

仕入高と前年対比

23/04~ 24/3	(百万円)	(%)
通常取引	56,712	99.22
延取引	14,329	92.10
直接集荷	2,984	68.70
合計	74,025	96.06

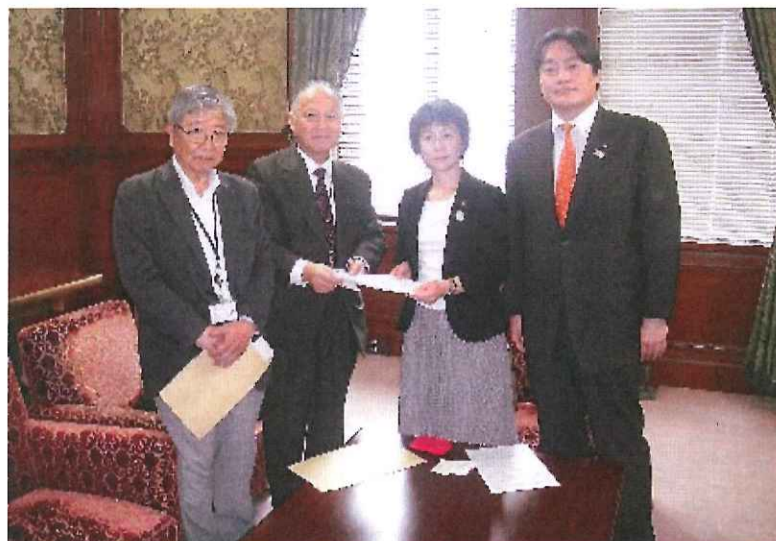
# 細井理事長、消費税増税に関する 軽減税率の適用を陳情！

## 農水省と民主党へ提出

六月八日(金)、細井理事長は地元大阪四区選出の吉田おさむ衆議院議員(現国土交通副大臣)と共に、国会の党幹事長室並びに農林水産省を往訪し、消費税の増税に伴う食品に対する軽減税率の適用と税の外税方式について二項目からなる陳情書を民主党と農水大臣に提出した。尚、この一連の陳情については全国水産物卸組合連合会にも報告、この日は全国連の里口勤専務理事と当組合の前副理事長の木畑清氏も帯同した。

同日午後、一行は先ず国会議員会館の吉田おさむ事務所に事前打合わせを済ませた後、国会へ移動、民主党幹事長室を訪問、船山康江副幹事長(山形選出の参議院議員)へ陳情書を提出した。(写真上)

その後、一行は農林水産省へ、担当の岩本司副大臣(福岡選出の参議院議員)に要望書(別掲1)を提出した。(写真下)



民主党幹事長室にて船山康江副幹事長と



農林水産省にて岩本副大臣に要望書提出

(左より里口専務理事、細井理事長、岩本副大臣、吉田衆議院議員)

提出した。(写真下) 細井理事長から二つの要望項目について詳細に説明を行い、岩本副大臣に理解を求めた。これに対し、岩本副大臣は、食品における軽減税率の適用と税の外税方式の二項目、そして消費税増税による優越的地位の乱用の監視強化については十分把握されており、また生鮮流通の中心は卸売市場であるという認識を示し、要望内容については前向きに検討していきたいと返答した。岩本副大臣は、全国連の安部副会長(福岡水卸理事長)とも深い親交がある事から、会話は終始和やかなムードで行われ、内容ある有意義な話し合いとなった。

当組合としては、平成二十二年二月に、直接赤松農水大臣(当時)に対し要望書を提出したことがあり、今回も、大阪の水産卸の現状、中央卸売市場の将来や生鮮流通が抱える諸課題等について、終始親しく意見交換を行った。

また吉田おさむ国土交通副大臣には忙

しい中、時間を割いて終始理事長をサポートしていただいた。

また、関西電力管内における電力不足

た場合は大阪本場を対象外とする陳情書(別掲2)を地元選

出である吉田おさむ議員に要望した。

国土交通省  
副大臣 吉田 おさむ 殿

### 陳情書

関西電力管内の電力不足に伴う計画停電実施の回避に関する陳情

平成24年6月8日  
 大阪市福島区野田1-1-86  
 大阪市中央卸売市場本場内  
 大阪市水産物卸協同組合  
 理事長 細井 禎藏

政府では、関西電力管内における電力不足回避のため、今夏の節電対策(計画停電)を6月中旬を目途に提示する方針を打ち出していますが、万が一、生鮮食品を取扱う中央卸売市場において計画停電が実施されれば、市民の食生活に対し、食の安全・安心の確保という使命に応えることができなくなり多大な影響を及ぼすものと推測されます。以上、ご賢察戴き、中央卸売市場を計画停電の対象除外施設としていただきたく要望致します。

#### <陳情内容>

1. 大阪市中央卸売市場においては計画停電から除外願いたい。  
(理由)  
 1) 生鮮食品流通の中核である中央卸売市場で計画停電が実施されれば、市民への食生活に甚大な影響を及ぼすことにつながる。  
 2) 計画停電となると生鮮食品の取扱品目である魚介類は死滅・品質の劣化を余儀なくされ、商品価値が著しく低下してしまう。中央卸売市場は災害・有事の際の食品備蓄機能としての役割を担っており、計画停電によりこの機能が失われるおそれがある。またこれが原因となり生鮮品の小売価格高騰を誘発する危険性がある。  
 3) 魚介類は温度管理が命であり、前日や直前の連絡だけで、対応することは不可能である。  
 冷凍冷蔵施設の停電は再稼働までの時間もかかり、故障を誘発する可能性が高くなり、管理体制のためのコストが増大する。

別掲2

農林水産大臣  
郡司 彰 殿

### 陳情書

平成24年6月8日  
 大阪市福島区野田1-1-86  
 大阪市水産物卸協同組合  
 理事長 細井 禎藏

消費税増税に係る食料品等に対する軽減税率の適用に関する陳情

#### <要請事項>

1. 国民生活の必需品である食料品への消費税は現行(5%)のまま据え置いて戴きたい。  
 我々中央卸売市場の仲卸業者は、中小零細企業が多く、仕入れに係る消費税分の転嫁ができない状況にあります。デフレ状況が継続する中では消費税増税の転嫁は難しく、結局は販売先の圧力等により我々仲卸業者が上昇分を負担するという大変厳しい環境に置かれるのは明白であります。国民生活の生命と健康を守る役割を担う我々業界としても消費税の現行(5%)の軽減税率の維持を強く要望致します。
2. 税表示は外税方式で対応して戴きたい。  
 平成16年4月1日より小売段階で消費税の総額表示方式(内税)が導入されておりますが、中央卸売市場では、我々の仕入先である卸売会社との取引は外税方式で現在も行われています。小売段階では総額表示(内税)となっており、量販店から内税での要請もあるというのが現状です。内税となると中小零細企業では今以上に税の転嫁が難しくなります。明確に商品代金と税を分け、外税で表示する方が消費者の納税に対する理解も高まるものと確信しております。  
 最後に、消費税の増税により、納品先の優越的地位の乱用、特に不当な値引き要求や買い叩き、協力金要求などが激化するものと推察されますので、行政のより一層の監視強化をお願い致します。

別掲1